

平成25年6月25日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 砂盛 京子
(TEL. 03-6373-1111)

特別事業計画の変更の認定について

当社は、原子力損害賠償支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構と共同で、主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対し、平成24年5月9日及び平成25年2月4日に認定を受けた特別事業計画（総合特別事業計画）の変更の認定を平成25年6月6日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社は、このたび変更認定をいただいた総合特別事業計画に基づき、原子力損害の被害に遭われた方々の目線に立った親身・親切的な賠償を徹底・加速するとともに、賠償を復興につなげるための基盤づくりに向けた取り組みを本格化させ、一日も早い福島の復興の実現に全力を尽くしてまいります。

同時に着実な廃止措置の実施、電力の安定供給の確保、抜本的な経営の合理化を進めてまいります。

以 上

添付資料：総合特別事業計画の変更の概要

<参考：総合特別事業計画（抄）>

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/130625j0102.pdf

総合特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 平成 25 年 2 月の総合特別事業計画の変更の認定（以下、「前回変更認定」という。）以降、原子力損害賠償においては、避難指示区域の見直しが進展し、宅地・建物・家財の賠償が始まるなど状況が変化。
- 一方、「福島復興」という目標の達成に向けて、政府と密接に協力・連携し、復興への取り組み全般で相乗効果を発揮していくことが必要。
- 今回の変更は、こうした状況変化等を踏まえ、今後の損害賠償に万全を期すとともに、賠償を復興につなげるための基盤づくりを進めるため、「要賠償額の見通し」及び「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策」等に係る内容を変更するもの。
- なお、今回変更しないその他の内容については、需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえ、今後精査のうえ所要の変更について検討。

2. 主な変更内容

(1) 要賠償額の見通し

- 前回変更認定時から、避難指示区域見直しの進展や中間指針第三次追補を踏まえた農林漁業等における賠償対象の拡大などに加え、要介護状態にある方々等に対する精神的損害の増額を決定したこと等に伴い、要賠償額の見通しが 6,662 億 5,500 万円増加した旨を記載。

(2) 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

- 「福島復興」という目標の達成に向けて、政府と密接に協力・連携し、復興への取り組み全般で相乗効果を発揮していくために、従来の「親身・親切的な賠償」を徹底・加速することにとどまらず、賠償を復興につなげるための基盤づくりに向けて国と協働して復興推進に取り組むことを記載。
- 「5つのお約束」の各項目について、これまでの取り組みは概ね順調に進捗している。一方、新たに発生した課題に関し、以下のとおり更なる対応の強化を図っていく旨を記載。

i) 迅速な賠償のお支払い

賠償実施に関する事実認定等の権限を現地拠点等に大幅に委譲し、被害者の方々から伺った個別の御事情を現場の判断により賠償に反映することにより、対応を迅速化（継続実施）。

ii) きめ細やかな賠償のお支払い

個人事業主さまが所有されている、帳簿に記載のない償却資産（トラクター、業務用機器類等）の賠償について、証憑類の簡易化や当社による市場価格調査の実施などにより、御請求の負担を軽減。仮払補償金受領済で本賠償が未請求の方々や包括請求が未請求の方々に対して、ダイレクトメールの送付や電話、戸別訪問により御請求を呼びかけ。また、事故発生当初からのご請求可能な損害項目について、一通で御請求いただける請求書を導入。なお、消滅時効に関する柔軟かつ適切な対応の具体化として、協議期間の扱いなどを記載。

iii) 和解仲介案の尊重

ADR 手続きにおいて、一部和解や仮払和解の推進に加え、早期一部払いを導入。紛争解決センターの総括基準を参考に、要介護状態にあるの方々等に対する精神的損害を増額。

iv) 親切な書類手続き

償却資産、宅地・建物・借地権の損害賠償について御請求が容易になるよう「ご請求簡単ガイド」を作成。それぞれの被害者の方々が御請求可能な項目のみを組み合わせて掲載した請求書等の新しい請求書を導入。

v) 誠実な御要望への対応

被害者の方々の声を踏まえて、就労不能損害の「特別の努力」の遡及適用等、賠償基準や基準運用の見直しを実施。いまだ受付を開始していない一部の財物賠償を迅速に実施。

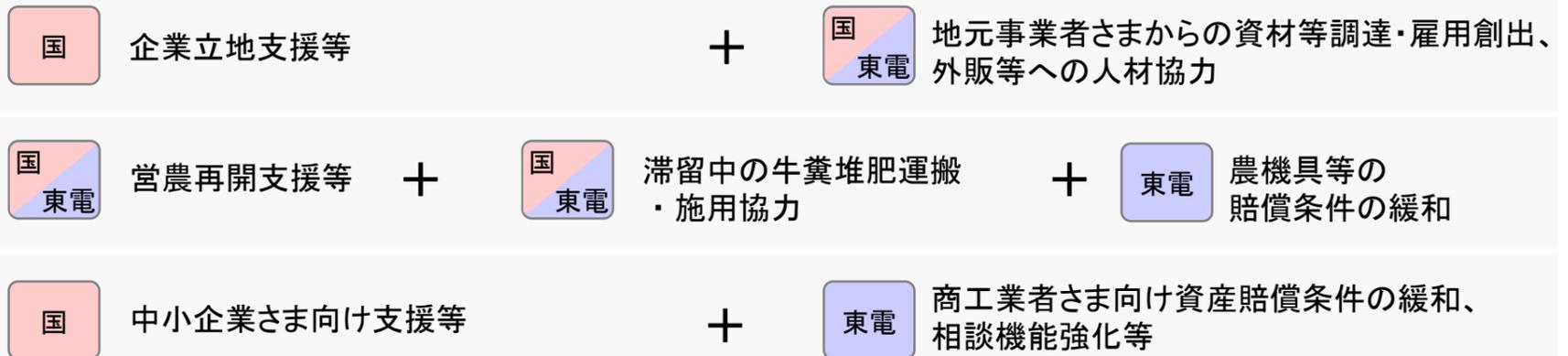
- 賠償を復興につなげるための基盤づくりを進めるために、地元自治体や被害者の方々のニーズを踏まえ、政府と緊密な連携を図りつつ、賠償の取り組みとあわせて実施する3つの復興推進策について記載。（別紙参照）

以 上

賠償とともに進める3つの復興推進策

- 「福島復興」という目標の達成に向け、福島復興本社を拠点として、福島県へのコミットメントを抜本強化。
- その上で、政府と密接に協力・連携して、賠償の徹底・加速、組織力等を活用した復興推進策を展開し、相乗効果を最大限発揮。

i) 地元経済の再生や雇用の拡大



当社の取組例1： 営農再開支援等

○滞留中の牛糞堆肥運搬・施用協力(2013年5月～)

福島県内に滞留している暫定許容値(400Bq/kg)以下の牛糞堆肥について、自治体が行うマッチングに基づき、堆肥の運搬や散布に係る事業者の手配、経費の負担等を実施。

○農機具等の賠償条件の緩和(2013年5月～)

帳簿に記載のない償却資産(トラクター、芝刈機、業務用機器類等)について、賠償請求時に御提出いただく証憑類の簡易化等を実施。



<写真>牛糞堆肥の散布作業

当社の取組例2： 地元企業さまからの資材等調達等

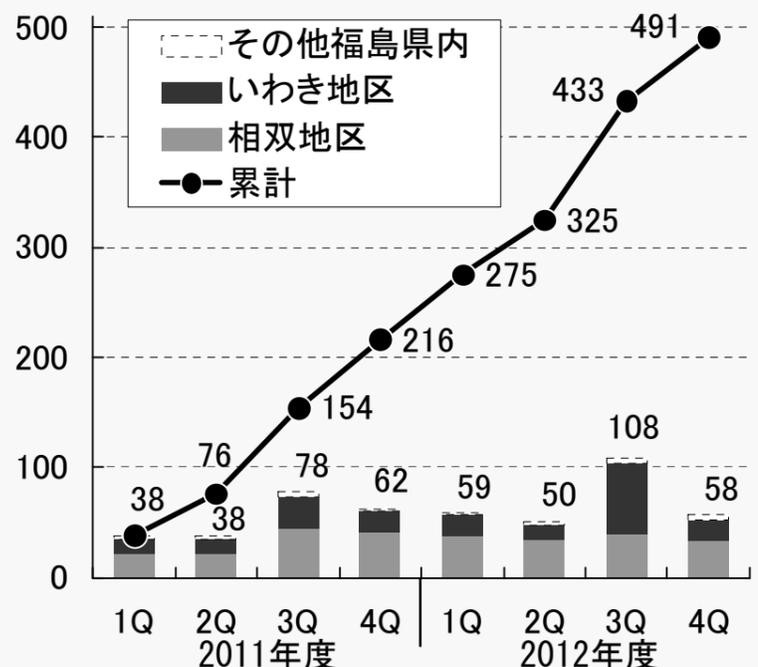
○地元事業者さまからの資材等調達・雇用創出、外販等への人材協力

福島復興本社で使用する資材の、県内事業者さまからの調達を推進(2012年度実績は約270億円相当)。

福島県内の大学・高等専門学校・高校などからの採用活動を再開(2014年度は50名程度を予定)。

商工会主催のイベントや物産展等に社員を派遣し、会場設営の補助等を実施。

(億円) 地元事業者さまからの調達状況(エリア別)



ii) 早期帰還支援

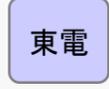


飲料水の安全確保に関する賠償（葛尾村等の井戸設置、フィルターの設置）



インフラ復旧の推進等

+



避難指示区域等での住宅清掃
・がれき撤去等

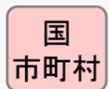


教育・子ども向け支援等

+



小中学校の移転作業



除染計画の策定・実施

+



除染関連業務への協力

当社の取組例3 : 飲料水の安全確保に関する賠償

○葛尾村等の井戸設置、フィルターの設置

避難指示解除見込み時期が2011年3月11日から3年と設定された区域にお住まいだった方の帰還後の飲料水に関する不安を解消するため、深井戸の掘削、設置や、フィルターの設置等の費用の賠償を実施。葛尾村は、2014年3月までに設置予定。他の地域は、今後、対応を検討。



<写真> 葛尾村における井戸（既設井戸）の現地調査

当社の取組例4 : 除染関連業務への協力

○除染関連業務への協力(2011年9月～)

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき国や県、市町村が実施する除染事業において、モニタリングや発注、現場監理等の業務に協力。



<写真> モニタリング作業の様子

iii) 生活再建の促進や避難生活のご負担軽減



墓地周辺除草、一時帰宅・宿泊協力、除雪等への協力

当社の取組例5 : 墓地周辺除草、一次帰宅・宿泊協力、除雪等

○墓地周辺の除草(2013年3月～)

お彼岸やお盆前等の時期に避難等対象区域内の墓地周辺の除草や清掃を実施。浪江町及び双葉町内の約130か所において実施実績があり、今後、他の自治体へも展開を予定。

○ご被災者さま向け介護講習会の実施(2013年5月～)

日常生活における介護予防や家族介護のご負担軽減につながる介護技術・知識を習得していただくための介護講習会を開催。(2013年から3年間で、延べ100回程度の開催予定)

○一時帰宅・宿泊協力、除雪等への協力(2011年5月～)

一時帰宅・宿泊時の物品等の持ち出しに際してのスクリーニングや仮設住宅周辺の除雪作業等を実施。現時点において、延べ約2万6千人の社員を派遣。



<写真> 仮設住宅での除雪



<写真> お彼岸前・お盆前等の墓地周辺の除草



<写真> ご被災者さま向けの介護講習会